

森林への太陽光発電施設設置の注意点について

平成 25 年 8 月 23 日

2012 年 7 月から、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートしました。遊休土地の活用という事で、森林を伐採し、太陽光発電施設を設置するという話が各地であるようです。森林に、太陽光発電施設を設置する場合、以下の点について注意が必要です。

①伐採届等が必要。

立木の伐採を行う場合は、伐採を始める 90 日前から 30 日前までに、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市町村長に提出する必要があります。1 ha 超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です。造林後の森林を含めて全伐の際には、林齢の制限等もあります。事前に森林組合までご相談下さい。

②森林の土地を取得したとき届出が必要。

所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地がある市町村長に所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

③保安林指定、その他国立公園指定地域等の確認が必要。

保安林指定を受けている場合には、太陽光発電施設設置の為の造成工事（立木伐採等）が出来ない可能性がありますので、阿蘇地域振興局林務課までご相談下さい。

また、国立公園指定地域であれば、規制がありますので事前に環境省（阿蘇自然環境事務所）に確認が必要です。

④過去に間伐等の森林施業を補助事業を利用していないかの確認が必要。

過去に補助事業を利用して森林施業（植林・下刈・除間伐、防護柵設置、針広混交林等）をされた場所であれば、補助事業の種類によりますが、施業後から 5 年以内、若しくは 20 年以内に全伐をした場合、補助金を返納しなければなりません。

なお、様々な業者の方が太陽光発電に森林の活用を模索されているようです。上記①～④について、ご不明な点は関係機関にご相談下さい。

問い合わせ内容	関係機関	連絡先
私有林について	阿蘇森林組合 本所	0967-34-0335
	森林のある市町村	各市町村へ
保安林について	県阿蘇地域振興局林務課	0967-22-3649
国立公園等について	環境省(阿蘇自然環境事務所)	0967-34-0254